

総務文教委員会

令和7年8月4日(月)
10時00分～ 時 分
全員協議会室

【委員】 芦谷委員長、沖田副委員長、村武委員、岡本委員、永見委員、西田委員
【議長・委員外議員】

【執行部】

(総務部) 山根総務部長、小林財政課長

【事務局】 森井書記

【議題】

1 執行部報告事項

(1) 令和6年度健全化判断比率・資金不足比率(速報値)について

【財政課】

(2) その他

2 行政視察を終えて(委員間で協議)

3 常任委員会が所管する事項の見直しについて(委員間で協議)

4 第5回はまだ市民一日議会での発言内容の今後の取扱いについて(委員間で協議)

5 議会による事務事業評価の進め方について(委員間で協議)

6 その他

令和6年度健全化判断比率・資金不足比率(速報値)について

1 健全化判断比率 ※1

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率 ※2	将来負担比率 ※3
算定数値 (早期健全化基準)	— [注1] (12.41%)	— [注2] (17.41%)	9.5% (25.0%)	3.7% (350.0%)

[注1、注2] 令和6年度において、赤字が発生していないため数値なし(—)。

2 資金不足比率 ※4

特別会計等の名称	資金不足比率	備 考
水道事業	—	} [注3] 公営企業法適用
工業用水道事業	—	
下水道事業	—	

[注3] 令和6年度において、いずれも資金不足は発生していないため数値なし(—)。

用語解説

※1 健全化判断比率：

地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための指標。基準は「早期健全化基準(※5)」、「財政再生基準(※6)」の2つ。

※2 実質公債費比率：

借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示す比率で、過去3年間の平均値を使用。18%以上だと地方債発行時に国や都道府県の許可が必要で、25%以上だと地方債発行を制限される。

※3 将来負担比率：

地方公共団体の一般会計等(普通会計)の借入金や将来支払う可能性がある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す比率。

※4 資金不足比率：

公営企業の資金不足を、公営企業の料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示す比率。基準は「経営健全化基準」(健全化判断比率の「早期健全化基準」に相当)。

3 実質公債費比率・将来負担比率の推移

(1) 実質公債費比率（早期健全化基準※5 25.0% 財政再生基準※6 35.0%）

年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
算定数値 (単年度数値)	10.6% (9.4%)	9.9% (10.2%)	10.1% (10.8%)	10.5% (10.4%)	10.9% (11.3%)	10.7% (10.3%)	10.9% (11.0%)	10.8% (11.1%)	10.5% (9.5%)	9.5% (7.9%)
前年度比較	△1.4	△0.7	0.2	0.4	0.4	△0.2	0.2	△0.1	△0.3	△1.0

(2) 将来負担比率（早期健全化基準※5 350.0% 財政再生基準※6 -%）

年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
算定数値	93.1%	82.6%	72.3%	59.5%	54.6%	44.1%	29.4%	20.9%	6.3%	3.7%
前年度比較	△13.4	△10.5	△10.3	△12.8	△4.9	△10.5	△14.7	△8.5	△14.6	△2.6

用語解説

※5 早期健全化基準（イエローカードの基準）：

自治体財政健全化法が定める財政4指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）のいずれかがこの基準以上になると、破綻寸前の「早期健全化団体」に指定され、早期健全化計画の策定などが義務付けられる。

※6 財政再生基準（レッドカードの基準）：

上記財政4指標のうち、将来負担比率以外のいずれかがこの基準以上になると、企業の倒産にあたる「財政再生団体」に指定され、財政再生計画の策定が義務付けられるほか、総務大臣の許可が得られなければ地方債の起債ができなくなり、税金や公共料金の増額、住民サービスの見直しをせざるを得なくなる。